

首都圏における県関係飲食店等と連携した情報発信業務委託 基本仕様書

1 目的

首都圏における新潟県の情報発信力強化及び新潟ファンの拡大を目的に、本県関係飲食店等と連携した取組を行うとともに、本県のキラーコンテンツである新潟清酒等を活用したPRを実施する。

2 業務概要

(1) 首都圏の県関係飲食店・ショップ紹介ガイドブックの作成

首都圏に出店している県内企業・飲食店等の店舗を紹介するガイドブックの作成業務一式（企画立案、撮影、記事作成、編集、印刷製本等の業務一式）

- ・掲載店舗：30～40店舗程度（飲食店だけでなく工芸品等のショップも含む）
掲載候補の店舗リストを提示すること。
最終的な掲載店舗は受託者と機構とで協議の上決定する。
- ・仕様：A5版、両面カラー印刷、40ページ程度
上記に関わらず、持ち運びしやすい仕様を提案することも可能とする。
QRコード又はスマートフォン用アプリ等で、ガイドブックとホームページ等の情報を連携できる仕組みが望ましい。
- ・納期：11月頃
- ・部数：20,000部程度

(2) 首都圏の県関係飲食店と連携した周遊イベントの実施

県関係飲食店と連携し、本県のキラーコンテンツである新潟清酒等を活用した周遊イベントの実施（イベントの企画立案・運営、参加店舗への説明、各種制作物等の業務一式）

- ・企画立案：参加各店舗への周遊促進を図るとともに、本県への興味を喚起するような効果的な手法を提案すること。また、新潟県の情報発信拠点である表参道・新潟館ネスパスへの誘導に効果的な企画を提案すること。
例）スタンプラリー、チケット制（定額で酒＋つまみセットを提供）、参加店舗でのイベント開催 など
- ・参加店舗：10店舗程度
（上記（1）のパンフレットに掲載されている店舗とすること）
- ・実施期間：提案による

(3) 新潟清酒を活用した講座・セミナー・イベントの実施

首都圏における新潟ファンの拡大、県製品の購入、誘客促進を図るため、本県の情報発信拠点である表参道・新潟館ネスパスにおいて、新潟清酒をテーマにした講座・イベント等を実施すること。

特に、新たな顧客・ファンの獲得につながるような新規性・話題性のある企画を提案すること。

① 講座・セミナー・イベントの実施

- ・企画立案：新潟清酒に関する興味・関心を高めるとともに、購買意欲をそそり地元を訪れたいと感じてもらえる講座・イベント（座学だけでなく実際の飲食を伴う内容も含む）の企画運營業務（講座・イベントの企画、講師選定、関係機関との連絡調整、運営実施等の一式）
例）酒蔵による利き酒と料理を楽しむ会、外国人向け日本酒講座、新潟清酒達人検定の特別実施、デスティネーションキャンペーン（ガストロノミー）に関連したイベント 等
 - ・時 期：10 回程度
主に週末（金曜、土曜）の午後～夕方を基本とする。
 - ・会 場：ネスパス各施設での開催を基本とする。
 - ア イベントスペース（1 階。平日に限る）
 - イ 展示商談スペース（3 階）
 - ウ 食楽園（地下 1 階。カジュアルな雰囲気での飲食）
 - エ 静香庵（1 階別棟。落ち着いた雰囲気の会席）
- ※ ア、イは講座・セミナー、ウ、エは飲食イベントを中心に実施

(4) その他

本業務について、報道取材等による露出促進を高めるとともに、口コミや SNS 等の活用により、予算の範囲内で効率的・効果的な周知方法を提案すること。

3 委託期間等

- (1) 事業実施期間: 契約締結日から平成 31 年 2 月 28 日（木）
- (2) 実績報告: 事業終了後、実施内容をまとめた実績報告書を速やかに提出すること。

4 委託費用

9,000,000 円（消費税及び地方消費税額を含む）を上限とし、委託事業の実施に必要な費用を全て含むものとする。

5 その他留意事項

- (1) 本業務の履行に関して、指揮・監督を行う責任者を定めること。
- (2) 業務の遂行にあたっては、機構と協議し、随時連絡を取るとともに、調整を行うものとする。
- (3) 本仕様書に定めのない事項及び事業の内容、方法等に疑義が生じた場合は、機構と十分協議の上、事業を実施すること。
- (4) 別紙「個人情報取扱業務特記事項」の内容を遵守すること。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、この契約による業務を処理するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、情報を適正に取り扱わなければならない。

(機密の保持)

第2条 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を外部へ漏洩し、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(再委託の禁止)

第3条 乙は、この契約による業務を自ら処理するものとし、やむを得ず他に再委託するときは、甲の承諾を得るものとする。乙は、再委託にあたっては、再委託先が本特記事項に定める義務を果たすよう監督しなければならない。

(目的外収集・利用の禁止)

第4条 乙は、この契約による業務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、受託業務の目的の範囲内で行うものとする。

(第三者への提供の禁止)

第5条 乙は、この契約による業務を処理するために収集し、または作成した個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6条 乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(適正管理)

第7条 乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供を受けた個人情報の滅失及び損傷の防止に努めるものとする。乙自らが当該業務を処理するために収集した個人情報についても、同様とする。

(資料等の返還・引き渡し)

第8条 乙は、この契約による業務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(実地調査)

第9条 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による業務の執行にあたり取り扱っている個人情報の状況について、随時実地に調査することができる。

(事故の場合の措置)

第10条 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。